

大紀町地域経済活性化商品券取扱店募集要項

1. 目的

国の重点支援地方交付金の追加に伴い、地域経済活性化商品券を発行することにより、電力・プロパンガス・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた町内事業所及び地域住民の生活を支援することを目的とします。

2. 商品券の発行について

○名称 大紀町地域経済活性化商品券（以下「商品券」という）

○発行者 大紀町

○商品券発行の概要

- ・令和5年12月1日現在を基準日とした全ての大紀町民に対して、1人につき10,000円分の商品券（500円×20枚）を交付。
- ・発行総額…商品券の額面 74,500,000円分

3. 商品券の利用について

○町が登録した商品券取扱店（以下「取扱店」という）に限り利用可能とします。

○使用期間 令和6年3月1日(金)～令和6年8月31日(土)に限ります。

4. 商品券の取扱いについて

○商品券を現金化することはできません。

○商品券の額面に満たない利用のときの釣銭は支払えません。

○商品券の額面を越える利用のときは、不足分は現金等で受け取って下さい。

○使用期間が過ぎても使用されなかった商品券は無効とし、金銭に引き換えることは一切しないので、商品券は受け取らないで下さい。

○商品券で購入した商品の返品はできません。

○次のものは商品券の利用対象になりません。

- ・各種金券類（商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等）、宝くじ、株券、金融保険業、保険調剤、たばこなど
- ・取扱店自らの事業上取引（商品仕入等）に利用すること
- ・出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）

5. 取扱店の参加資格

大紀町内に店舗、事業所等を有する事業者であり、次の項目に該当しない事業所であること。

- ・商品券の利用対象とならない商品のみを取り扱う事業者。
- ・特定の宗教・政治団体と関わる場合や公序良俗に反するもの。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者。
- ・役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有し

ている者に該当する事業者。

6. 取扱店の責務

- 取扱店が明確になるよう、町が配布するポスターを利用者が分かりやすいように掲示すること。
- 商品券は偽造防止を行っていますが、不正使用が疑われる場合、また、他店の押印や記名がある商品券は、受け取りを拒否するとともにその事実を大紀町長へ速やかに報告すること。
- 商品券の交換、譲渡、売買及び再利用は行わないこと。
- 利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、及び滅失は取扱店の責務とします。
- 取引上で知り得た利用者のプライバシー・個人情報等に関する事項を守秘すること。

7. 換金について

- 換金期限 令和 6 年 9 月 3 0 日(月)までに請求すること。
※期限が過ぎた場合の換金は、すべて無効とします。
- 換金方法 取扱店は利用者から受け取った商品券に記名・押印し、大紀町地域経済活性化商品券取扱店換金請求書とともに役場商工観光課又は各支所へ提出する。町は提出された書類の内容を確認後、取扱店の登録された預金口座へ振込むものとします。支払日は町が指定した日とします。
- 換金手数料 無料

8. 申込みについて

- 令和 6 年 2 月 2 0 日(火)までに、大紀町地域経済活性化商品券取扱店登録申請書（以下「申請書」という）を役場商工観光課又は各支所へ提出し取扱店登録の申し込みを行って下さい。複数の店舗がある場合は、店舗ごとに申請書を提出してください。
※申請書は、役場商工観光課及び各支所の窓口又は、大紀町ホームページからダウンロードしてください。
- 申請後、町が審査を経て承認し、取扱店として登録を行います。
- 商品券購入者へ取扱店を公表します。
- 登録は無料です。
- 令和 2 年以降に登録済で、引続き取扱店を希望される店舗は申込みの必要はありません。

9. 登録の取消しについて

この募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の登録を取り消す場合があります。また、違反により町に損害金が発生した場合は請求する場合があります。

10. その他

本要項に定めるものの他、必要な事項については、大紀町地域経済活性化商品券発行事業実施要綱の規定に準じる。

【問い合わせ先】

大紀町 商工観光課 〒519-2703 度会郡大紀町滝原 1610-1

TEL : 0598-86-2243 FAX : 0598-86-3500 Email : shk@town.mie-taiki.lg.jp

URL : <http://www.town.taiki.mie.jp/>